

特集 消費者市民社会をめざす取り組み

2-2 学校・教育委員会・消費生活センターの連携による消費者教育の推進

石田 幸子 Ishida Sachiko 岐阜市立加納中学校 教諭



2013年度、岐阜市教育委員会は、「地域との連携を基盤に『個を伸ばし、共に支え合う教育』をめざして」を岐阜市学校教育指針に掲げ、児童生徒に「仲間と共にとくましく暮らしを切り開いていく力」を身に着けさせるために消費者教育に力を入れ、「親子で学ぶ消費者教育」の推進を図ってきました。それを受けて、岐阜市立加納中学校(以下、本校)では、保護者も参加して岐阜市消費生活センターの消費生活相談員(以下、相談員)と連携した授業を行いました。



授業実践のための準備

① 題材指導計画の見直し

岐阜市では、授業評価改善委員会を設置し、そこで題材指導計画を作成して市内の学校に配付しています。本校では、より効果的な消費生活の学習ができるように題材指導計画を見直し、全6時間で構成しました(図)。

改善点は、2点あります。1点目は、買い物のプロセスに合わせて学習する順序を入れ替え分割したこと、2点目は、より実践的・体験的

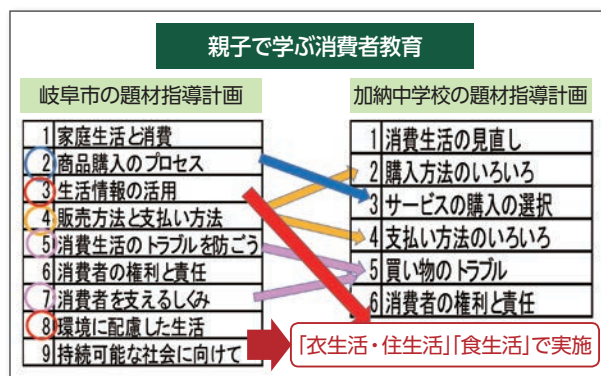


図 題材指導計画の見直し

な学習活動ができるよう、他の学習内容と関連づけて扱う部分を明確にしたことです。

② 保護者の参加

親子で学ぶ消費者教育は、生徒の消費生活に対する興味・関心を高めたり、基礎的・基本的な知識・技能を身に着けたりするだけでなく、保護者にも消費者教育に対する関心を高め、新たな知識をもっていただきたいと考えました。

2013年度は、初めての試みであったため、保護者に対する学習参加依頼の趣旨について校長からPTA執行委員会に話をし、1年生の学級委員を通して、各学級のPTA役員にお願いをしました。本年度は、1年生の保護者全員に依頼文を配付し、参加者を募りました。

そして、参加希望者には当日授業の前に打ち合わせを行い、授業のテーマについて保護者同士で話し合ってもらい、保護者の意見として子どもたちに伝えてほしいことをお願いしました。そのことで、生徒が自分の考えに自信をもてることや保護者という立場の考え方を知ることができることなど、保護者の意見を伝えていただくよさについて説明し、授業にゲストティーチャーとして参加していただきました。

③ 相談員との打ち合わせ

授業場面を決定するに当たり、具体的な内容構成を相談員と打ち合わせをしました。

その結果、多様な視点から選択することの大切さや個人のライフスタイルや嗜好だけでなく、社会全体の環境面、経済面、安全性などを考えた「消費者市民」としての視点について考えるこ

とが必要であることが分かり、題材指導計画の最終回である第6時「消費者の権利と責任」で実施することにしました。

しかし、「消費者の権利と責任」は、「消費者の8つの権利と5つの責任」や消費者基本法について理解することがねらいであるため、教師側からの一方的な知識の詰め込みになってしまいがちです。生徒がひとりの消費者として自覚をもち、主体的に考えることができる学習内容を工夫したいと考えました。特に、消費者の5つの責任を理解するためには、自分と社会とのつながりを自覚し、「困るのは自分だけではない」と感じることができる事例の設定をする必要がありました。

そこで、事例は「折りたたみ自転車の購入」としました。自転車は生徒にとって身近で、移動の手段としての必要性が高い商品であり、またトラブルが起こった場合、交通事故など大きな被害につながることから、社会的問題として意識しやすいと考えました。



第6時の授業実践

導入は、「購入した自転車が壊れてしまったときの対応について、知り合いから相談を受けた」という事例を用いました。具体的には、折りたたみ自転車を購入し、大型スーパーマーケットで実際に商品を確認したこと、安価でデザインが気に入り試乗もしたこと、1年の保証付きという条件を提示し、購入の際に消費者や販売者にトラブルがなかったことを強調しました。それでも購入後商品に破損箇所が見つかり、一度修理をしたという設定を加えることで、商品の安全性に問題があることを含めました。

「商品のトラブルがあったときにはどのように対応するとよいだらう」という課題について話し合うと、生徒から「修理する」「別の商品に交換する」「商品に問題があるのかもしれない」などの意見に対して、保護者からは「自分の子

どもだけでなく、他の人のことも心配なのでメーカーに問い合わせる」という意見が出され「安全面」「他の人」という視点が広がりました。

生徒、保護者の意見交流後、最後に「消費者としての権利と責任」について説明し、その視点からどのような対応が望ましいのかを相談員に話してもらいました。

今回の事例で、どんな権利を使い責任を果たしているか問うことで「選ぶ権利」「意見を反映させる権利」などの権利を使っていること、「修理」や「交換」を店の人に伝えることで「行動する責任」を果たしていることを理解させることができました。

親子で学ぶ消費者教育を行うことで、生徒・保護者が互いの考えを知ることができ、相談員との協同授業により、消費者市民社会の一員としてよりよい行動をする意欲をもつことができました。今後も継続していきたいと思えます。

【生徒の授業後の感想】

- 仲間やゲストティーチャーの話を聞いて、消費者としてメーカーに相談することで、自分だけでなく他の人もよりよい商品が使えるということを知りました。私たちには行動する責任や意見を反映される権利があるので、お店の人に話してもっとよい商品になるようにしたいです。
- 商品のトラブルがあったときには、その会社に原因を話して伝えることで社会全体がよくなることが分かった。これからは、自分のことだけ考えるのではなく社会全体が安心して生活できるように『伝える』ことを大切にして責任をもって行動したい。

【保護者の授業後の感想】

- 普段の生活の中で親子の会話として取り入れられる事柄だと思いました。中学1年生になると自分で買い物をする機会が多くなるので、消費者教育は大切であると思います。
- 子どもと親の目では、考え方も違い、学ぶことがありました。このように参加させてもらって、消費者教育に対する関心を高めることができました。